（法第八条第八項の厚生労働省令で定める施設）

**第十二条**　法第八条第八項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、介護医療院、病院及び診療所とする。

（法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設）

**第十四条**　法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一　（略）

二　介護医療院

三・四　（略）

（法第八条第二十九項の厚生労働省令で定める要介護者）

**第二十一条**　法第八条第二十九項の厚生労働省令で定める要介護者は、次に掲げる者とする。

一　病状が比較的安定期にあり、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等であって、介護医療院において、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者

二　前号に掲げる者以外の者であって、病状が比較的安定期にあり、介護医療院において、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者

**第二十二条**　削除

（法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める者）

**第二十二条の八**　法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師及び管理栄養士とする。

（削る）

（削る）

（法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）

**第二十二条の九**　（略）

2　（略）

3　法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士、保健師、看護師及び准看護師により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4　（略）

（削る）

（法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める施設）

**第二十二条の十一**　法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、介護医療院、病院及び診療所とする。

（法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設）

**第二十二条の十四**　法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一　（略）

二　介護医療院

三・四　（略）

（法第八条第八項の厚生労働省令で定める施設）

**第十二条**　法第八条第八項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする。

（法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設）

**第十四条**　法第八条第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一　（略）

二　削除

三・四　（略）

**第二十一条及び第二十二条**　削除

（法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める者）

**第二十二条の八**　法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　病院、診療所又は薬局の歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第三項において同じ。）及び管理栄養士

二　病院、診療所又は訪問看護ステーションの保健師、看護師及び准看護師

（法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導）

**第二十二条の九**　（略）

2　（略）

3　法第八条の二第五項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要支援者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4　（略）

5　保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）により行われる介護予防居宅療養管理指導は、居宅要支援者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。

（法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める施設）

**第二十二条の十一**　法第八条の二第六項の厚生労働省令で定める施設は、介護老人保健施設、病院及び診療所とする。

（法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設）

**第二十二条の十四**　法第八条の二第八項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一　（略）

二　削除

三・四　（略）